

## 令和7年度第3回「北海道ケアラー支援推進協議会」議事録

- 1 日時 令和7年11月12日(水)10時00分～11時40分
- 2 場所 北海道庁別館庁舎4階 第3研修室(札幌市中央区北3条西7丁目)
- 3 出席者

### (1) 構成員 10名

北海道公立大学法人札幌医科大学保健医療学部 教授	澤田 いずみ
一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事	中村 健治
北海道認知症の人を支える家族の会 事務局長	西村 敏子
一般財団法人北海道難病連 事務局長	下田 美雪
北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長	今井 敦
北海道スクールソーシャルワーカー	今西 良輔
北海道経済連合会 労働政策局長	池田 幸司
日本労働組合総連合会北海道連合会 政策・政治局長	永田 重人
北広島市保健福祉部福祉総合相談室 参事	野切 径代
栗山町 福祉課長	高田 宏明

### (2) 北海道

保健福祉部総務課政策調整係長	森 潤也
保健福祉部福祉局地域福祉課課長補佐(企画調整・地域福祉推進)	福地 優
保健福祉部福祉局地域福祉課課長補佐(保護指導・支援)	小野寺 謙
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長	徳田 泰則
保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長	中村 浩
保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課虐待防止対策担当課長	柿本 英敏
保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課課長補佐(社会的養育)	北原 淳
保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課社会的養育係主任	澤田 航
教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課指導主事	渡辺 心
教育庁学校教育局高校教育課指導主事	石田 康幸
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課長	秋田 裕幸
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課課長補佐(介護運営)	渡辺 勉
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課課長補佐(地域支援)	池田 康夫
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課地域支援係長	石岡 亮太
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課地域支援係主任	片原 裕子

### 4 議題(協議事項)

次期「北海道ケアラー支援推進計画」の素案(たたき台)について

### 5 発言者及び発言内容

#### 〈石岡係長〉

ただいまから、令和7年度第3回北海道ケアラー支援推進協議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課の石岡です。

本日の資料ですが、資料1として次期計画概要版の資料、資料2として次期計画素案(たたき台)の2冊をお配りしています。資料に不足はありませんでしょうか。オンラインでご参加の方も、お手元にご用意いただいていますでしょうか。

本会議は公開となり、議事録と資料につきましては、後日ホームページで公表する予定です。

資料1の2ページに本日の出席状況を記載しており、会場で7名、オンラインで3名の計10名の構成員にご出席をいただいております。

早速ですが、ここからの進行につきましては、北海道ケアラー支援推進協議会開催要領に基づき、本協議会の座長である一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事の中村様にお願いしたいと思います。

#### 〈中村座長〉

中村です。よろしくお願いいたします。

昨日ですが、ケアラー支援推進月間の中で、「ケアラー支援推進シンポジウム」が開催されました。

オンラインも含めて100名を超える多くの方に参加をいただき、今年度は「仕事と介護の両立支援」「ワーキングケアラー」をテーマに実施したところです。

国においては、2015年頃から介護離職ゼロを掲げた対策が強化され、2025年4月から施行された改正育児介護休業法に基づき、「ワーキングケアラー」は全国的に注目をされている状況です。

昨日のパネルディスカッションの中で、ワーキングケアラー支援を考える上では介護ニーズが多様であること、介護は何年続くかわからないということ、そして、介護状態が変化することから、均一的な対策ではなく、対話によるニーズの掘り起こしや対応が重要になるというお話がありました。

また、ワーキングケアラーについては、両立支援の部分では事業者、介護保険の部分では市町村という役割分担が必要で、経営と制度という分断が起こりやすいという構造もある、といったお話もありました。

次期計画においても、現行計画の評価と、新たに「ワーキングケアラー支援」という項目が追加される中で、今日のご議論をいただきたいと思います。

あわせて、先月の10月26日に認知症の人と家族の会が主催する全国研究集会が、北海道の北星学園大学を会場に、650名を超える多くの方にご参加をいただき、盛会に開催されました。

その中では、認知症の人、そしてその家族とともに、というところも一つのポイントとなって、認知症家族会でも「本人そして家族も含めた当事者」という表現を使いながら、このケアラー支援にも触れていただいたところです。

それでは、本日の議事の方に移らせていただきます。

最初に、協議事項として、次期「北海道ケアラー支援推進計画」の素案（たたき台）について、事務局から説明をいただき、その後、委員の皆様からのご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 〈秋田課長〉

高齢者保健福祉課長の秋田です。

本日は、調査結果から見てきた課題、それからこれまでの協議会の議論を踏まえた作業の結果、次期「北海道ケアラー支援推進計画」の素案（たたき台）という段階までまいりました。

これについて、ご説明をさせていただきたいと思います。このたたき台の全体像については、資料1としてまとめさせていただきました。素案の具体的な内容については、資料2として皆様にお渡ししています。具体的には、担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

#### 〈池田課長補佐〉

高齢者保健福祉課の池田です。

それでは私から、資料1・資料2について、ご説明をさせていただきます。

まず、資料1の3ページをご覧ください。こちらでは、前回の協議会でいただきました主なご意見と

その反映状況について記載しています。条例に定めるケアラー支援の基本的施策である「Ⅰ 普及啓発の促進」「Ⅱ 早期発見及び相談の場の確保」「Ⅲ ケアラーを支援するための地域づくり」ごと、いただいた様々なご意見を本日お示しする素案（たたき台）になるべく反映すべく、検討を進めてまいりました。主なご意見と反映状況は記載のとおりとなっています。

続きまして、4ページをご覧ください。次期計画策定の考え方につきまして、基本的施策ごとの主な課題、現計画での主な取組、次期計画の主な取組案を整理したものです。

まず、普及啓発につきましては、道民アンケートの調査結果から、若年層の認知度向上、ケアを自分事とする理解の促進が課題となっています。現計画での普及啓発は、ポスターやリーフレット等による道民全体に向けた普及啓発が中心となっていました。次期計画では、年代等に合わせた普及啓発活動を展開してまいります。具体的な取組としては、例えば若年層に対しては、動画による広告やInstagram等のSNSを活用するなど、訴求対象に応じた発信を行う方針としています。

次に、早期発見・相談の場の確保に関して、まず相談支援についてですが、全ての市町村でケアラーの相談窓口を設置し、周知することを目標としていましたが、1割の市町村でまだできていないこと、相談支援機関のうち、要ケア者だけではなくケアラーの悩みや課題まで把握しているのは約4割であり、専門職によるケアラーの状況把握の強化を図っていく必要があります。

次期計画の取組についてですが、まずは、全市町村で相談窓口を設置し、周知していくことを引き続き目指していくこととしています。こちらにつきましては、これまでもケアラーからケアに関する悩みを相談された際に、相談をお断りしているという市町村はないと考えていますが、窓口を明確化し、しっかりと周知できていない市町村があることから、引き続き個別の助言や働きかけを進めてまいります。さらに道のホームページでも、市町村の相談窓口の周知を図っていきたいと考えています。

また、ケアラーの悩みや課題について、アセスメントして、適切な支援につなげるため、道社協のケアラー支援推進センターが開発した「ケアラーアセスメントツール」などの相談シートを活用するなどにより、状況把握を推進する方針としています。

続きましてヤングケアラーについてですが、主な課題ですが、道内児童相談所管内ごとに設置し、主に学校からの相談を受け、支援につなぐ役割であるヤングケアラーコーディネーターにつきまして、学校での活用が低調であり、学校の理解促進が必要であること、ヤングケアラー専門相談窓口に関する児童生徒の認知度が、目標の5割以上に対して3割にとどまっており、認知度の向上が必要であること、ケアをしている児童生徒のうち「相談経験がない」児童生徒が約8割に上っており、孤立感を抱えやすい状況であることから、相談機会の充実が必要となっています。

そのため、ヤングケアラー相談体制の周知の強化と相談機会の充実を図るため、コーディネーターによる出張授業などの学校訪問の拡充や、ヤングケアラー専門相談窓口の周知カードなどの配布対象学年の拡充、ヤングケアラー同士の交流の場の提供など相談機会の充実を図っていきたいと考えています。

最後に、地域づくりについてです。ワーキングケアラー支援についてですが、道内に本社・本店を持つ企業・団体の人事担当者あてに実施した調査において、「従業員がケアラーかどうか、職務希望による申告書等により把握していますか」という問いに対し「把握している」と回答した事業者は3割弱という結果でした。この結果ですが、道内の企業・団体が低いのかといいますと、他県や民間企業が実施した同様の調査でも「しっかり把握している」との回答は、同程度かそれ以下という結果になっています。現状としては、しっかり把握できていないという事業者が多い状況となっていると考えられることから、仕事と介護の両立支援に関する事業者の理解の促進が必要となっています。

次期計画では、ワーキングケアラー支援の促進について、新たに項目を追加して取り組むこととして

おり、人事・労務担当者の方などを対象にした、仕事と介護の両立セミナーの開催や事業者への働きかけを強化するなど取り組んでまいりたいと考えています。

また、ケアラーの孤立防止として、「介護していると孤立するので、地域で話を聞いてくれたり、交流できる場がほしい」といったケアラーの声もあり、ケアラーと地域のつながりを創出していく必要があります。次期計画では、現計画で養成に取り組み、21 圏域に配置が完了した地域アドバイザーを市町村に積極的に派遣し、現在 30%程度の活用率を 80%とすることを目標とするとともに、全ての市町村において交流拠点の整備が完了するように推進していきたいと考えています。

続きまして、5 ページをご覧ください。これまでご説明した策定の考え方にに基づき、次期計画の具体的な取組について整理しています。

まず、「Ⅰ 普及啓発の促進」についてですが、さらなる認知度の向上のため、ケアラー支援推進月間における集中啓発、そして先ほど説明しました若年層など年代別の普及啓発を進めるとともに、これまでの広報啓発は道民に向けたものが中心でしたが、事業者や関係機関・支援団体などに対して、条例に定める「それぞれが果たす役割」の意識を促すということも含め、「②訴求対象別の広報啓発活動の展開」へと発展していくこととしました。

続いて、「Ⅱ 早期発見及び相談の場の確保」の「(1) 家族介護に関する相談窓口の機能強化」についてです。まず、「①市町村における相談窓口の明確化」に引き続き取り組むとともに、ケアラーが抱える複雑化・複合化するニーズにも、各分野の連携により対応できる体制を推進することとし、機能強化の推進としています。

②の職員向け研修については継続して取り組むこととし、先ほどご説明したとおり、ケアラーの課題や悩みを把握して、適切な支援につなぐため、現計画の「早期発見・把握の促進」から「③アセスメントによる状況把握の促進」と発展させています。

続いて「(2) 多様なケアラーへの支援」については、現計画では医療的ケア児を支えるケアラーに関してのみ記載していますが、多様なケアラーへの支援を推進するため、認知症の方、難病の方に加えて子育てとのダブルケアラーも追加することとしています。

次に「(3) ヤングケアラーへの支援」についてです。先ほどご説明した課題に応じて、これまでの取組を「①学校における相談体制の理解促進」「②児童生徒の相談窓口の認知度向上」「③ヤングケアラーの相談機会の充実」へと発展させることとしています。

最後に、「Ⅲ ケアラーを支援するための地域づくり」についてです。6 ページをご覧ください。地域づくりについてですが、「(1) 地域住民同士が気に掛け合う関係性の再構築」について、ケアラーの孤独・孤立を防ぐとともに、住民主体の支え合いを促進するため、「①孤独・孤立対策の推進」「②地域づくりの核となる人材の確保・養成」を追加し、「③介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備促進」については継続としています。

「(2) ケアラーを支えるサービスの充実」につきましては、民間を含む多様な主体と市町村との連携を促進するため、「①民間事業者等と市町村の連携促進」を新たに追加するとともに、②については、サービス提供体制の確保や既存の地域資源の有効活用を促す要素を追加して、公的支援やサービスについて、現計画の「周知と利用勧奨」について、「活用促進」へと発展させることとしています。「③支援体制を構築するための地域アドバイザー派遣」については継続としています。

「(3) ワーキングケアラーへの支援の促進」については、現計画にはこの取組に関する項目がありませんでしたが、これまでの協議会でのご意見等も踏まえ、項目そのものを追加しております。取組については、現在取り組んでいる介護休業制度や育児休業中の各種支援制度など、仕事と介護の両立支援に

関する法制度や介護休業給付に関する相談窓口のほか、今後の取組の参考となる事業者の取組事例なども紹介している「①「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」の発行」、女性や高齢者、障がい者など多様な人材の活躍、仕事と育児、介護等の両立支援の取組などの就業環境の改善、生産性の向上に積極的に取り組む事業者を認定する「②「働き方改革推進企業認定制度」の実施」のほか、「③仕事と介護の両立に関するセミナーの開催」を新たに行っていくこととしています。

7ページをご覧ください。次期計画の数値目標についてご説明します。

まず、普及啓発につきまして、道民の「(1) ケアラーに関する認知度 (内容を知っている)」ですが、こちらは現計画での目標は達成しましたが、まだ広く社会に浸透しているとは言いえない状況であることから、次期計画の目標値は80%以上とします。

児童生徒の「(2) ヤングケアラーに関する認知度 (内容を知っている)」につきましては、現計画では、国が令和4～6年度までを集中取組期間として、中高生の認知度の目標を50%以上とするとして普及啓発が行われていたことを受け、国に準拠して50%以上としていたところです。国では、集中取組期間終了後も新たな目標値の設定がないことや、現在の認知度が依然として30%にとどまっていることから、引き続き50%とします。

学校における「(3) ヤングケアラーに関する認知度 (意識して対応している)」割合は、現計画での目標は100%であり、現状は88.1%と目標に届かなかったため、引き続き100%とします。

「(4) ケアラー支援に携わる人材の育成」については、これまでケアラー支援・ヤングケアラー支援と分け、道社協で行う研修の修了者について、所属により人数を分けて計上していましたが、次期計画では、さらなる上積みを図るため、年間1,000人、合計4,000人を目標とします。

児童生徒における「(5) ヤングケアラーの相談窓口に関する認知度」につきましては、現計画の目標50%に対し、27.1%となっていることから、50%を継続することとします。

「(6) アセスメントによる状況把握」は、次期計画の取組に合わせて新たに設定した目標値です。今回の調査では、相談機関において行っているケアラー支援について、アセスメントと答えた相談支援機関は40%でしたが、こちらを倍増させた80%とすることを目標とします。

「(7) 相談窓口の明確化及び協議の場の整備」、「(8) 交流拠点の整備」については、現計画で達成できなかった目標を継続し、全市町村での整備を目標としております。

「(9) 地域アドバイザーの活用」につきましては、現計画で養成・配置した地域アドバイザーについて、現在の市町村での活用は30%程度にとどまっていることから、積極的に派遣を行うことで、活用市町村を80%とすることを目指すこととしています。

最後に、「(10) ワーキングケアラーの把握」については、取組に応じて、新たに設定する項目であり、現在26.9%にとどまっている事業者のワーキングケアラーの正確な把握について、倍増させた60%以上を目指すこととしています。

8ページをご覧ください。これまでご説明した内容をまとめて、次期計画(素案たたき台)の全体像となっています。以上で、資料1の説明を終わります。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらについては、全体の設計について簡単にご説明させていただきます。目次については、順番にご説明させていただきます。

まず「① 計画の概要」につきましては、1～5ページまで記載しています。関連する法施行・改正、社会情勢の変化等、ケアラー支援をめぐる環境は大きく進展する一方、道内のケアラー・ワーキングケアラーが増加するほか、悩みを相談した経験のないヤングケアラーが多い状況であることや、悩みが不安を抱えるケアラーを早期に把握し、支援につなぐためには各分野が横断的に対応し、住民や多様な主

体が参加した上で、関係機関ともつながりながら地域社会全体を支えていくことが重要であることから、「北海道ケアラー支援条例」第1条に規定する目標の実現に向けて、本計画を策定するという計画の趣旨や来年度からの4年間を計画期間として定めるものということなどを記載しています。

続きまして「② ケアラーを取り巻く状況」については、6～13ページまで記載しています。

1点目「本道における少子高齢化等の動向」については、6～9ページまで、全国平均以上に少子高齢化が進展する本道では、世帯規模の縮小により一人のケアラーにかかる負担の増大が見込まれることなどから、高齢化等の現状と将来推計を踏まえつつ、ケアラー支援を進めていくことが必要であることを記載しています。

続いて、2点目「医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況」については、10～12ページまで記載しています。本道の在宅医療や指定難病受給者証の交付を受けている方など、支援を必要とする方の数が年々増加傾向にあることなどを記載しています。

3点目「ケアラー・ワーキングケアラー人数の推計値」については13ページに、本道の令和7年における道内のケアラーは28万3千人、ワーキングケアラーは11万2千人と推計されており、令和12年にピークを迎える見込みとなっていることを記載しています。

次に「③ これまでの取組と評価」については、14～23ページまで記載しています。こちらは、道が実施した調査結果や見えてきた課題について記載しています。内容につきましては、先ほど主な事項を説明していますので、説明は割愛します。

なお、調査結果の詳細については、現計画では巻末に資料として掲載しておりますが、次期計画では、これから掲載しますホームページのアドレスのみを記載して、資料としては掲載しないこととします。

次に「④ 計画の基本的方針」について、24～25ページまで記載しており、本計画の目指す姿や基本理念・基本的施策は現計画と同様、条例に掲げる内容に沿ったものとしています。

「⑤ ケアラーを支援するための具体的取組」について、「1 普及啓発の促進」については、26～28ページまで、「2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」については、29～43ページまで、「3 ケアラーを支援するための地域づくり」については、44～59ページまで記載しています。個々の取組についての具体的な説明は割愛します。

なお、現計画では、市町村や関係機関の取組例について、章を分けて、まとめて最後に紹介していましたが、次期計画では関連する取組の後、それぞれ記載する形としています。

次に「⑥ ケアラー支援に関連する道の事業」につきまして、60～68ページまで記載しています。医療、福祉、介護、教育等の各分野にわたる関連する101事業を、基本的施策に基づき、体系的に整理した上で、総合的に展開を図ることとしています。

次に「⑦ 数値目標の設定」につきましては、69～79ページにそれぞれ記載しています。こちらについても、先ほどご説明していますので、詳しい説明は割愛します。

最後に「⑧ 計画の進捗管理」について、80～81ページに記載しています。計画の実施状況を点検するための、本協議会等の有識者による評価体制の下、取組の推進状況や数値目標の達成状況の評価等を行うこととしています。

以上、次期「北海道ケアラー支援推進計画」の素案（たたき台）についてご説明しましたが、本日の協議会や今後の議会等のご意見、庁内議論等により、まだ、内容を大きく変更する可能性があるものですので、ご承知おきいただければと思います。私の説明は以上です。

〈中村座長〉

ただいま事務局から説明がありました。ご質問・ご意見等ありますでしょうか。オンラインでご参

加の方も含めて、ご発言がありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは西村委員をお願いします。

〈西村委員〉

言葉には結構意味があると思うのですが、例えば認知症の「方」とつけていますが、私たちは認知症の「人」とずっと言ってきました。「方」とつけた理由は何かあるのでしょうか。

特段なければ、「人」にさせていただいた方が嬉しいです。

〈池田課長補佐〉

難病の場合はどうでしょうか。難病の「方」と難病の「人」といった時に、どちらがよいでしょうか。

〈下田委員〉

「人」だと思います。

〈池田課長補佐〉

それでは、「人」に修正します。

〈中村座長〉

それ以外にいかがでしょうか。それでは、池田委員をお願いします。

〈池田委員〉

最初にご説明いただいた資料1の4ページ目、相談窓口の機能強化について、ケアラー相談窓口の設置と周知の目標が100%、現状が88.2%ということで約12%足りない状況ですが、設置が進んでない市町村の理由というのは、その役場の人手不足で手が回らないという理由なのか、それとも他の理由があって設置が進んでいないのか、というところが知りたいです。

また、それに関連して、もし役場で人手が不足しているということであれば、7ページに書いてある分野横断的な連携協議体制の整備ということで、話はこのケアラーから少し外れますが、今、上川総合振興局が中心になって、管内の23市町村が「DX」「イノベーション」「ファシリティマネジメント」の3分野について広域連携を進めています。

例えば、介護の分野とか、育児の分野とか、市町村単位で少し手が回らないということも、これだけ人が減ってきているので十分あると思います。その広域連携を今後考えていかなきゃならないのかなというのが一つと、もう一つは、私も民間企業の人間なので、ワーキングケアラーがやはりどうしても気になるところです。

現状の認知度が3割弱と非常に低いということで、道経連としても会員企業に対する周知、あと、会議体がたくさんあるので、その会議体の中での周知ということはこれから続けていきますが、やはり社員の中にケアラーがいるかどうかという把握については、年に1回ないし2回の人事面談の中で、本人から「実は家族に介護する人がいるんです」という申し出があった場合は、当然、把握しますが、こちらから能動的に「介護している方はいらっしゃいますか」とは、おそらく今はまだそれほど聞いていないと思います。

ですので、今後、非常に高齢化が進んでくるので、会社の就業規則の見直しももちろんですが、人事面談のやり方も考えていかないとなかなか解決しない問題と思っています。取り留めのない話になってしまいましたが、以上です。

〈中村座長〉

池田委員からご意見・ご質問がありました。事務局いかがでしょうか。

〈池田課長補佐〉

まず、市町村で窓口を設置できていない理由ですが、池田委員のご発言のとおり、人がいないという

部分もあるとは思いますが。高齢者の方などの相談窓口はどの市町村にも当然存在していて、多くの市町村でいうと、高齢者の相談であれば高齢者をケアしている方とか地域包括支援センターとかで対応されていたり、障がいであれば障がいの窓口で対応されていたり、そのような形で一緒にやっている事例が多いと思います。ケアラー専門窓口や全てのケアラーを一つの相談窓口で対応している、何でも相談を受けるような窓口を設置されている市町村もありますが、そうではない市町村だと一体的にやっているところが多いです。相談はそこで受けているが、窓口として明確化していない、ホームページに載せるまでは及んでいないといったことがあります。

〈池田委員〉

そういうことなんですね。

〈池田課長補佐〉

各市町村のホームページで公表できないところが結構多いということもあるので、現在、ヤングケアラーの相談窓口は、道のホームページで全ての市町村窓口を紹介していますが、大人のケアラーについても当課ホームページでも紹介するというのも、市町村にも働きかけをしつつ、同時に必要と考えています。

〈西村委員〉

私は、認知症の家族会を三十数年していますが、市町村によって本当にばらつきがあって、例えば、「チームオレンジを 2025 年までに作ってください」と国の施策で来ても、なかなか作っているところはなくて、最近ようやく作っていますというところが現れてきて、札幌市でも去年モデル実施という形なので、なかなか難しいです。

ただ、「やろう」という人がいると本当にすぐできるということが、ずっとやってきて感じられるので、もちろん仕事とかは大変多くて難しいと思いますが、人という部分が大きな力だなと感じています。

〈池田委員〉

ご発言のとおりで、今、道経連でも、地方創生、地域課題解決ということで、各市町村へ聞き取り調査を行っています。179 のうち、来週も行くのでそれでちょうど 100 になりますが、今まさにご発言があったように、役場の中に旗振り役がいて、よしやるぞという人がいれば、結構何でもうまく進みます。ただ、そういう人がいないとなかなか進まない。これは非常に難しい問題ですが、やはり、中心になる人間がいるかどうか、そういう人を作るかどうかが必要なのかなという気はしています。

〈中村座長〉

道社協においても、道から委託で、人材育成と地域づくりを行っています。基本的には、先ほどご説明があったとおりですが、ケアラー・ヤングケアラーを含めたケアの相談というのは、どの町でもやってないわけではありませんで、この調査の中で「まだ実施していない」と回答したところについて道と一緒に訪問してお話を聞くと、明確に相談窓口の中にケアラー・ヤングケアラーという言葉を書くことで、負担感があり、そういう相談が来たときになかなか専門職がない、相談できる体制が整っていないということで、専門職が各自治体の相談窓口をサポートできるような、広域連携を進めるということも一つのポイントだと思います。そのためには、今、21 地域福祉圏域に各 1 人以上いる地域アドバイザーを複数人配置して、この方々が地域のキーパーソンになり、牽引役、圏域の中での相談役となっていくこと、地域アドバイザーがチーム方式で支えていくといったことが次のステップとなるのかなと思っています。

また、ワーキングケアラーについては、昨日のシンポジウムでもそうでしたが、やはり自分の家のことはなかなか言いづらいとか、職場だからかえって言いづらいというところもあるということです。そ

の時に、外部窓口や内部窓口みたいな話も出ていて、そのような工夫はあるのですが、それだけではなく、ケアをしていない職員にとっても将来的にケアラーになる可能性が含まれていることを考えたら、研修は大変重要です。昨日、事例紹介があった企業は、ワークサポートケアマネジャーと契約し、外部相談と研修を定期的に開くそうです。その人が担っている家の中での役割がケアなのかどうなのかということがわからない中では相談してくださいと言ってもつながらないので研修であったり、企業の中での当事者の交流の場などが今後、ワーキングケアラー支援の取組としては有効と思いました。

それでは、澤田委員をお願いします。

#### 〈澤田委員〉

少し話を広げてしまう発言かもしれませんが、教えていただければと思います。

3点ありますが、1点目は資料2の22ページのケアラーがサービスにつながらない理由というところで、経済的な不安が5割以上を占めているというのは、こういった経済的な不安でサービスにつながらないのかなど。経済的にも助かるという見込みでサービスがあるのではないかと思うのですが、むしろ経済的な不安でつながらないというのは具体的にどういうことなのかを知りたいと思いました。

2点目は、確認と提案でもありますが、ワーキングケアラーについて、まず同じく資料2の8ページですが、ここに障がい者の推移が書かれており、この中で障がいの中でも精神障がいが増えているという図「(4) 障がいのある方の状況」で、様々な身体・知的がありますが、増加しているのは精神障がいです。私は精神が専門でして、うつで休職される方は労災も含めて精神障がいですが、そういった方が休職される場合に、配偶者の方や家族の方はケアラーではないかと思います。働いている方がケアラーというのがありますが、働いている方の家族の方がケアラーになるという状況にも企業は立ち会うのではないかと思いますし、先ほど様々なケアラーへの対策が示されましたが、こういった精神疾患を抱える方、働いている方の状況についての対策は考えられないのかというところです。

あと最後に、資料2の44ページです。ケアラーを支援するための地域づくりで、居場所をつくる、交流拠点をつくるとか、素晴らしいアイデアだなと思って見ていたのですが、何かされるだけではなくて、ケアラーの方々が発信する機会を確保するということはどうかなと思いました。支援を受ける側ではなくて、自分たちもそういう制度を作っていくといった参加する機会が保障されることも、何か力になるのではないかなと思いましたので、意見として述べさせていただきます。

#### 〈中村座長〉

ありがとうございます。3点ありましたが、お願いします。

#### 〈池田課長補佐〉

まず、1点目のケアにつながらない理由として、22ページの経済的な不安という記載のところでございます。こちらについては、どういう理由かなど考えたときに、介護保険でも1割や2割負担など、所得に応じてありますので、ご家族が負担するといったこともあるのかなど、我々としては捉えておりました。

そして、2点目の障がいの方で、例えば休職されてご家族が働いている方、いわゆるワーキングケアラーではなくて、働いていないご家族に対する支援というところですが、そちらについては、現計画も、全てのケアラーみたいなところがあって、働いていない方がケアする場合も、なるべくサービスを使ってくださいということを推進しているので、そこに含まれていると考えており、今回は新たに、まずは働いている方、今まで載っていなかったところを特出しして施策を進める。ただ、働いていない方を無視しているわけではなく、それは今までの施策の中で見ていく形になると考えております。

あと3点目の、ケアラーの方が発信する場については、先ほど中村座長からもお話がありましたが、

ケアラーの方同士が交流する場や発信する場はやはり重要とされていて、例えばヤングケアラーだと、ヤングケアラー同士の交流の場を今回取組として挙げているので、大人についてもそういった取組も含めて、項目として出すかどうか考えていかなければいけないと考えております。

〈澤田委員〉

ありがとうございます。

やはり経済的なところは大変重要なので、その点はどこかの形でもよいので、ただ、制度的な問題なので道が何とかできる問題ではないかもしれません。こういう課題がある、サービスにつながりたいけどこういう経済的課題がある、ということを当事者の声として発信することは、ぜひ取り組んでいただきたいです。

あとワーキングケアラーの話ですが、私は家族というよりは、様々なケアラーの中でその精神疾患があって休職している方のケアラーという、そういった特徴があるのではないかとということで意見させていただきました。今回でなくとも、今後、課題になるところかなと思います。

〈中村座長〉

どうもありがとうございます。

多様なケアラーだけではなく、多様なケアを必要とする方々というところで、この辺につきましては今後また検討いただければと思います。

〈池田課長補佐〉

担当課とも相談してまいります。

〈中村座長〉

せっかくですので、西村委員から、ケアラーからの発信のところは、認知症家族会でも進めていましたし、認知症基本法の最初に共生社会の実現という記載があり、その中では、その当事者である認知症の人とその家族を含めた当事者としての発信、地域共生社会づくりということがありましたので、ぜひお願いします。

〈西村委員〉

居場所の部分では、国で進めているチームオレンジというのは、認知症の人と本人とその他それを取り巻く人たちが一緒に集まって、例えば困っていたら見に行きますよとか、安否確認に行きますよとか、そういう一体感を作っていて、そうすると、一番は家族にとっても本人にとっても安心できる居場所を確保できるかということなので、そこを他のところにも発展させていければよいと思います。

それから、最近本人からの発信というのが大変多く、最初は認知症の啓発活動の中に「家族からの発表」とか「認知症ってこうだね」という話をしていたのですが、最近本人と一緒に「私、認知症です」「こんなふうにしてください」ということを言える人たちが結構出てきました。

本人と一緒にってもらい、住民の方に本人から発信してもらおうと、「認知症ってこんな偏見ばかりじゃないんだね」「こういうふうにやれる人たちもいっぱいいるんだね」ということと、それから「いや、病気の人からこうやって言ってもらって、私たちも認知症になっても頑張れるわ」という発信ですし、それから本人もみんなから「頑張ってね」と言われると、またそれも一つの発信なので、そういった共生社会というか、癌とかほかの病気と同じで、人がいてその中に病気がありますよということになっていけば、大変よいと思います。

また、やはり認知症であってもできることはたくさんあるので、そのあたりの発信、あと共感できるという部分では、医者が「認知症はこうですよ」というよりは、本人が「私、こんなふうに思ってるんですよ」というような発信の仕方をするとう共感できます。家族も同じ経験を積んでいる人の話を聞くと

共感できると言うので、学生とかはなかなか難しいかもしれないですが、自分はこうやって乗り越えたとかいうことを、皆さんに知ってもらうには、本人や家族が発信するのがとてもよいのかなと最近思っています。

**〈中村座長〉**

どうもありがとうございます。

それでは、他の委員の方いかがでしょうか。今西委員お願いします。

**〈今西委員〉**

たくさんのおまとめ、ありがとうございました。

資料2の20～21ページ、資料の書き方にもよると思うのですが、ヤングケアラーの認知度が極めて低いと出てきた時に、スクールソーシャルワーカーの立場から思うところとしては、北海道内に圏域がいろいろとあるので、その圏域によって周知が十分ではないというところがあれば、そのあたりをどうしていくかということも、次回以降になると思いますが、対策として考えていくことも一つと思います。

おそらくですが、そう簡単には認知度は上がらないと思います。ただ一方向で配るものだけではわかりにくいところがあるので、先生の理解度と生徒の理解度をどう関係性があるのかというところで、伝えていく手立てを考えていくと効果的になると思うので、促進・理解向上の具体的なエビデンスとして、細かい収集を次回以降できるといいということを、意見として挙げさせていただきます。

もう一つ、私からも確認をしたいところがあります。資料2の56ページ「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」を今回改めて見せていただいたのですが、主に介護との両立というハンドブックでしょうか。

ヤングケアラーのケアラーには障がいのある子どもを育てているという方も含まれているとすると、「家庭」となれば、その方々もやはり入るのかなと思って見たときに、中身を見ると介護だよとなると、ニュアンスとして、そういった方々も含まれたようなハンドブックになっているものなのか、そうじゃないのか。そして、障がいのある方、精神障がいのある方が多いというお話も今出てきましたが、そういう方を支えている方の両立支援のハンドブックになり得るのか。そういった内容になっているのであればいいと思いますが、それが難しいのであれば「家庭」と使うと結構広範囲になるところが心配だと思ったところでした。

そのあたりが盛り込まれる予定なのか、目次のところからは読み取りにくかったので、どのようになるのか確認させていただければと思います。以上です。

**〈中村座長〉**

これは、国でも出している仕事と家庭のところは、今回の改正育児・介護休業法の中で、国が出したのが仕事と育児、そして仕事と介護という両方が含まれた「家庭」だと思いますが、いかがでしょうか。

**〈北原課長補佐〉**

最初にご質問があった圏域ごとの関係ですが、実態調査につきましては、様々な報告をしておりますが、項目の一つとして地域ごと、振興局ごとで回答欄が出ています。今はその部分について集計をしていないので、どういう形で集計できるのかということは、この場では申し上げられませんが、実態調査の中では地域ごとに確認ができる調査項目になっていますので、どういう形で整理できるのか、どういう対策を取るのかを検討させていただきたいと思います。

**〈池田課長補佐〉**

ハンドブックの話ですが、こちらはすでに経済部で作って、発行している既存のハンドブックです。あくまでケアラー支援だけではなくて、働いている方の育児とかも含めて、いわゆる働きやすい環境整備、働きやすい形ということで、今使われているものです。

今、担当課がないため、こちらでご質問を整理した上で、回答させていただきます。

〈今西委員〉

それであれば、取組①として挙げるかどうか、今回のこのケアラー関係のところの取組①としてやっていますよと旗を振る使い方をするのが効果的なのかどうか、見せ方かなと今思ったところがありました。ありがとうございました。

〈中村座長〉

どうもありがとうございます。

他の委員の方いかがでしょうか。永田委員お願いします。

〈永田委員〉

連合北海道の永田です。今、今西委員も言っていましたが、資料2の55ページから「(3) ワーキングケアラーへの支援の促進」で、「現状と課題」はよいですが、「具体的取組」に「仕事と家庭の両立支援のハンドブック」の発行、「働き方改革推進企業認定制度」の実施、仕事と介護の両立に関するセミナーの開催、ということで56～58ページにそれぞれの取組が書いてあるのですが、これをもって、ワーキングケアラーへの支援の促進となりえるのかどうか。

いただいた資料は十分に見られなかったもので、読み解いてはいないですが、これをもって2030年にケアラーの4割にあたる318万人がワーキングケアラーになるという部分に対する取組としてどうなのかということが一点疑問になりました。

昨日も、シンポジウムに参加させていただきまして、59ページにあります。構研エンジニアリングの例ということで帰山事務長からいろいろお話があって、特にこの59ページの中段以降に、相談窓口の設置と、先ほど中村座長からもありましたが、従業員同士の情報交換会の開催と書いてあります。これを構研エンジニアリングでは介護している人たちが10人程度で情報交換をしていると紹介があって大変よいと思いました。

取組例はいいのですが、そういったものを具体的取組①・②・③の後に取組④とするのかはわかりませんが、やはり企業がケアラーに対する認識を持っていないと介護離職は防げません。

ですので、構研エンジニアリングの取組がすごいと思ったので、我々としてはワークサポートケアマネジャーの活用をどうしていくかというのが、一番かと思いました。昨日、ニッセイ基礎研究所の三原上席研究員から、一気にワークサポートケアマネジャーというのはハードルが高く、1を2にするのではなく、1を1.02とかにしていくことから進めていくということで、私はこの59ページの事例にあります従業員同士の情報交換、介護している人同士が集まる場を、どうPRしていくかということ、素案(たたき台)段階ですが、3つの取組だとまだ弱いかなと思っておりますので、検討いただきたいと思えます。

あと2点目が、話が少し飛びますが、資料2の3ページに「(4) 計画の期間」が書いてあります。前々回の協議会の中でも話しましたが、今回、上段の部分の表で第2期を4年、第3期が他の保健福祉部所管の関連計画と合わせて3年、3年で6年に持っていくことはいいと思いますが、その下の参考のこども計画で、令和12年からの5年計画で、令和17年には第3期に入っています。これは今日の議題とは違うかもしれませんが、検討したいと前々回のときにお話しされましたので、こども計画だけ第2期、第3期がずれてくるので、その進捗状況があれば教えていただきたいと思えます。

3点目です。先ほど道経連の池田委員からもありましたが、資料1の4ページ、市町村の「相談窓口の機能強化」というところで、私もここで発言しようと思えました。

やはり、1割が未設置ということについては、連合北海道としても、一昨年、全市町村に農業、医療、

介護、学校の状況といった調査を実施したのですが、135の自治体から報告があり、回収率は75%でしたが、報告がないところというのは、ケアラー関係以外にもなかなか機能していないです。私も、自治体関係出身なので思うのですが、やはり人の少なさということもありますが、特に市町村で今、人手不足の中で地域おこし協力隊を使っていたり、道職員も市町村に派遣したりして、市町村のいろいろなDX、GXも含めてやっていますので、今回1割の未設置のところ、自治体の状況を把握した上でいろいろな人の派遣、これだけではなく全体に、総合政策部の地域戦略課と連携を図っていただきたいです。

あらゆる部門で、そういう自治体は弱いので、この機会にそういう弱い自治体に対する支援というものを取り組んでいく必要があると思っておりますので、広域連携の一つの方法ではありますが、おそらく自治体そのものが弱っている状況が実はあると、市町村を回っていて思っております。

連合としても取り組める状況があれば、サポートしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 〈中村座長〉

はい。3つございまして、1つ目と3つ目の、ワーキングケアラーの具体的取組の話と、窓口に対しての支援について、よろしいでしょうか。

#### 〈池田課長補佐〉

ご意見ありがとうございます。ワーキングケアラーの取組についてですが、どうするかまだ言えないところがありますが、資料2の28ページに今回「訴求対象別の広報啓発活動の展開」ということで記載しております。これは先ほど申し上げた全体、若者に対する発信もそうですが、今までの啓発活動は道民を中心にしていました。それに対して、事業者ですとか、関係機関・支援団体に対しても、それぞれの役割というところについて発信していくというところを含めていて、薄くですが事業者向けにもこういう活動をしていく、いろいろなことを紹介するとか、発信していくということを記載しています。最後に書いているワーキングケアラーの取組以外でも、もちろん取組をしていくところではありますが、確かにいろいろな部分でまだ薄いところはあると感じておりますので、一度整理させていただければと思います。

最後のワークサポートケアマネジャーを取組として推進していくところまで現段階では言えないところがあり、ワークサポートケアマネジャーのほか、産業ケアマネなど、様々な資格がある中で、道としてこれだけを推進していくということが、現段階では難しいという判断もありましたので、まず今回は取組ということで、昨日事例紹介いただいた構研エンジニアリング様の取組を掲載するという形で、次期計画では一旦このような整理をしていきたいと考えております。

相談窓口を含めた自治体支援については、ご発言のとおり、やはり市町村の方が今いろいろな業務を兼務している中で、新たな業務には取り組みづらいというところもありますので、対応が難しいと現在回答いただいたところに対し状況を把握して、どういったことであればできるかといったところを、我々もヒアリングをしているところです。

今後は、道社協の地域アドバイザーとも協力し、そういった市町村に個別に支援に入っていくことを考えていきたいと思っておりますし、大きな市町村支援について、道庁としても、考えていかなければならないと感じております。

#### 〈中村座長〉

それでは、計画期間の関係について、お願いします。

#### 〈北原課長補佐〉

こども計画につきましては、こども大綱に従って計画されており、そこが5年間になっていますので、

なかなか簡単に6年に合わせるといったことは難しいということで確認をしていますが、次期が令和12年からですので、そのあたりは改めて確認してきたいと思います。今の時点では計画期間を6年にするという結論を出すのは難しいです。

〈永田委員〉

ワークサポートケアマネジャーだけ突出しなくて結構ですので、産業ケアマネ、社労士など様々なツールを活用して、介護離職につながらないよう取組を進めていきますとか、そういった表現の方がいいかと思います。

スケジュールが示されていないですが、私も資料を全部は読みきれていないので、読んだ上で意見をできる場について、令和8年第1回道議会定例会で案を出すに当たり、我々は今日しか見られないのか、それとも今日はたたき台で、これが素案から案となっていくのか、再度意見を言える場があるのか、流れも含めて教えていただきたいと思います。

〈池田課長補佐〉

まず、今後意見できるかについてですが、流れとしますと、今後第4回道議会定例会が11月下旬にありますので、そこで素案のたたき台に、本日いただいたご意見を踏まえて素案といった形で報告させていただきたいと考えています。

その後、12月にパブリックコメントを予定しており、1月下旬～2月上旬に第4回協議会を開催させていただきます。そこでは、パブリックコメントも含めた案でご意見をいただき、最終的に2月に行われる第1回定例会で案を報告し、3月下旬に決定するといった流れになっています。ご意見をいただく場としては、次回協議会を考えております。

〈永田委員〉

「11月25日の前日委員会に素案として」と言われたのですが、たたき台ではなく素案として出すのでしょうか。たたき台ということで、資料2をもらいましたが、たたき台が取れて素案で出るということですか。

〈池田課長補佐〉

素案で出ます。

〈永田委員〉

今、たたき台で意見していますが、素案で出るということは、今日言わないと、基本的に素案には反映されないということですよ。

〈池田課長補佐〉

素案として第4回定例会の前日委員会に出す素案については、本日のご意見を踏まえて作成していくこととなります。

〈永田委員〉

今日、中身ってそんなに変わるものでしょうか。今、発言して直すか直さないかということですよ。たたき台から素案に変えるということは、今日言わないと、素案には反映されないということですよ。

〈秋田課長〉

スケジュール的に本日の意見をそのまま完全に素案に盛り込むというのは、かなり難しい状況です。中途半端にはなりますが、できる範囲で素案に入れて作成し、議会に出しますが、その後、議会とパブリックコメントという審議を経ます。その間にまた、今度は案に向けての議論となりますので、そちらの期間の中で対応させていくことになると思います。

ですので、今いただいた意見をいつ、どう取り込むかということになりますが、意見を反映させたも

のを皆さんにお送りして、見ていただくということが必要になると考えたところです。素案の議会報告は前日委員会を予定しておりますが、議会議論と並行してご意見をいただくということになると思いますが、いかがでしょうか。

#### 〈永田委員〉

例えば総合政策部の「地方創生2.0」の修正、変更を実施するのに、同じように12月にパブリックコメントを行います。それと同時並行で、北海道地方創生協議会メンバーに、道民に対するパブリックコメントと一緒に幹事の人からも意見をもらうので、次の1月下旬～2月上旬に案とするのであれば、同じくパブリックコメントの期間を活用して我々委員から意見を募るとか、そういった流れとしたほうがよいと思います。私も読みきれていないので、意見したいところがあるかもしれないですが、今は言えませんので。基本は、このたたき台が素案として、前日委員会に報告されるという理解でいいということですね。今日参加していない委員もいますので、せっかくなのでアンケート調査をやっているのです、それを踏まえた第2期計画を策定したほうがよいと思います。大変よいものではあります、少し弱いなところもありますので、それも含めて意見できる場があればと思います。

#### 〈秋田課長〉

委員のご意見を踏まえて対応したいと思います。

#### 〈中村座長〉

それでは、他の委員の皆様、オンラインで参加されています今井委員と北広島市の野切委員もご発言をお願いします。

#### 〈今井委員〉

今井です。今更ながら、少し確認となってしまうと思うのですが、今日ご説明いただいた中の62ページ、第6章の「(1) 家族介護に関する相談窓口の機能強化」というところで、体制整備の一覧を眺めていきますと分野として高齢者が入っていないところがあり、現行の推進計画を見ても、確かにはっきりと高齢者の相談窓口という謳われ方はしていなかったのですが、これは意図といいますか、どのような経緯だったのかということなのです。

といいますのは、30ページを見ますと、「取組①：市町村における相談窓口の明確化と機能強化の推進」の高齢者支援で、地域包括支援センターや今回アンケートをとった居宅介護支援事業所が明記されていますし、この事業の中でも、例えば虐待の防止や認知症の人への支援、そういったところで高齢者の家族介護経験者、認知症カフェなど高齢者の相談窓口に関連があるような事業と連動してくるので、高齢者の相談窓口がはっきりと明記されていないんだなと思いましたので、何か経緯や意図はどのようなものだったのかという確認でした。

#### 〈池田課長補佐〉

高齢者の相談窓口に関しては、例えば、市町村が基本的には窓口を作るような形になっていて、ここに記載しているものは、道がやっている事業、道が後方支援している事業ですとか、道が相談対応のセンターを作って対応しているような事業をこちらで記載しております。

いわゆる高齢者の相談を受けている地域包括支援センターへの支援という意味でいうと、63ページの33番に、地域包括支援センターの職員やコーディネーター等に対する研修や養成といった業務は、こちらに記載していますので、ここにはっきり①として整理できる道の事業があまりなかったということになるかと思います。

#### 〈今井委員〉

例えばですが、地域包括支援センターやアンケートをとった居宅介護支援事業所もそうだと思います

が、高齢者支援として市町村が主体的に設置して行っているところに対する、そういう市町村の支援ないし取組の支援みたいところで、道の役割として何か明記するということは可能性としてはできませんでしょうか。いたるところに、「高齢者の相談窓口」が計画の中には出てきているので、明記の方法はいろいろあると思いますが、そこと連動するところがあるのかなと思いました。確認の意味も含めてなので難しければ大丈夫です。

#### 〈西村委員〉

認知症コールセンターが載っていないのはどういうことでしょうか。認知症に対する支援も、前から少し感じていたのですが、何で載っていないのかと思いながらいました。実際に認知症に関する相談や介護の相談とか、月曜日から金曜日まで確実にやっていますので。

#### 〈池田課長補佐〉

今、西村委員からご発言があったとおり、確かに認知症の相談センターをやっていますが載っていないものもあるので、今一度、載せられるものが本当はないのかどうかを課内で整理したいと思います。

#### 〈中村座長〉

こここのところで、せつかく道でケアラー支援として高齢、障がい、児童を含めた研修会とかそういう事業を進めていただいていますし、ケアラー・ヤングケアラー支援の窓口に対しての支援ということが出てくる気がしますので、それも含めて修正のご検討をいただければと思います。

それでは、栗山町の高田委員お願いします。

#### 〈高田委員〉

今般の調査の中で、ケアラーの認知は一定程度あったということは、やはり道庁や道社協の取組の成果なのかなと感じております。しかしながら、市町村の条例化という観点からいうと、北海道は7自治体ぐらいで止まっていると思いますが、そこを促進していく必要があるのかなと思います。それについては、道庁の今後の取組の中で、相談や地域づくりというのは、現場である市町村が一番得意とする分野といえますか、しなければならぬですが、現在、道社協で地域アドバイザーを21圏域に設置していますけれども、やはりそのアプローチをもう少しすることで条例化を促進していく必要と感じております。ただ、人と予算がないと、自治体としても動きがなかなか前に進んでいかないということも実情にあります。こういったものを促進するためにはやはり、支援とかの検討も必要なのかなと思います。

あと、カフェについても、それを促進するために、例えば呼び水的に補助事業を作って促進していくとかそこを切り口に条例化につなげていくとかもしながら、やはり市町村の温度を上げていかないと、道民の温度も上がっていかないと感じていますので、あくまでも意見としてお話しさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 〈中村座長〉

それでは、下田委員お願いします。

#### 〈下田委員〉

北海道難病連の下田です。難病患者の相談窓口として、昨年度も2,000件近くの相談を受けていますが、ここで申し上げるのがふさわしいかわかりませんが、昨今、北海道内で本当に介護事業所は軒並み潰れてしまい、介護する方も働く方もいないという地域がたくさんあるという状況が続いています。札幌に転居したいというご相談もかなり増えており、そこで施設とのマッチング業者もできているような状況になっています。

それで、「仕事と介護の両立のための5つのポイント」が58ページにありますが、本当に日々声で上

がっているのは、介護保険サービスを利用したいけれども利用できないという声です。地域では、病院もない、自分たちの難病患者の病気をしてくれるお医者さんがいない、そしてバスも減便されていたり、列車がなくなっていたりという問題がある。そして、高齢者2人で住んでいる老老介護ということで、ご相談がかなり増えている状況なので、本当にケアラーという言葉、大切なことだと思いますが、社会的にはそういった状況になっていることも踏まえた上で、進めていただきたいと思いますと考えているところです。

**〈中村座長〉**

どうもありがとうございます。

一通り資料1・2についてのご質問・ご意見をいただきましたが、全体を通して何かございましたら、挙手いただければと思います。

永田委員お願いします。

**〈永田委員〉**

一点だけよろしいでしょうか。今、高田委員からご発言がありましたが、栗山町をはじめ、八雲町も入れると道内7市町で条例があります。

やはり、市町村に温度差が生じないように、私としてもこの第2期計画の中で、全市町村とは言わないまでも、市町村に対してケアラーの理解促進のために、自治体における条例制定に向けた支援やアドバイスをいたしますといった表現をどこかで、啓発の中に入れるかどうかというのはありますが、先ほど高田委員は、「ご意見として」とありましたが、計画の中にそういったものを入れて、市町村支援をしていただきたいと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

パブリックコメントの中でも同じように、意見としては出しますが、ご検討いただきたいと思いますという意見を申し上げておきたいと思います。

**〈中村座長〉**

その他の委員の方、付け加えることなど、ありますでしょうか。

今の地域づくりや条例づくりのところで、事業を実施させていただいています道社協からですが、今年度も、昨年から関わりを持たせていただいた八雲町で条例ができました。

1年半ぐらいかかって、ようやく条例化となりましたが、地域づくりとして、各自治体等から地域アドバイザーの派遣依頼を年間60~70ヶ所ぐらいを受けて対応していますが、まだ現時点では、基本的理解とかの講演会や研修会を開催してほしいとか、もしくは今後、各自治体でどう進めるかの自治体内での勉強会をしてほしいとか、ケアラー・ヤングケアラーの相談窓口の方々が共通認識する上での勉強会をしてほしい、という内容が大半です。

ようやく普及啓発というところにきていて、そういう面では次期以降については、今160名の地域アドバイザーの方々も、かなり地域の中での動きに関心を持たれていますので、先ほど高田委員からもご発言がありましたが、どちらかといえば地域アドバイザーがその地域の中に関わっている中で、動きがあるとか、関心がある自治体は少しずつ見えてきていますので、そこに対して、1人の地域アドバイザーというよりも、アドバイザーの中には高齢、障がい、児童、そして自治体、医療関係と幅広い方がいますので、アドバイザーがチームになり、今後入って行って、中長期的なスパンの中で、ともに地域づくりや条例づくりを進めていけるかなと考えていますので、道社協としても、道庁と検討させていただきながら、この協議会でもいろいろとご助言いただければと思っています。

本日 Zoom で入られている北広島市の野切委員につきましては、マイクの調子がよくないということで、チャットでご意見いただきましたので、それについては事務局から伝えていただきたいと思います。

**〈石岡係長〉**

野切委員からご意見を代読させていただきます。

「多様なケアラー支援の中には、ひきこもりの家族支援の観点での記載がないのですが、ひきこもりに関して次期計画に組み入れるような話や経過があったのか、教えていただきたいと思いました。」とご意見をいただいております。

**〈中村座長〉**

その他ございますでしょうか。

今後につきましては、先ほど秋田課長からも今後のスケジュール、その中でまた協議会の各委員からご意見をいただくということも出ていましたので、そのように進めていただければと思います。

本日の会議でいただいたご意見等につきましては、次期計画の素案、その後の案に反映いただくよう、また、事前に委員に対するご意見を聞く機会をお願いします。

それでは、以上で閉会をさせていただきます、この後の進行につきましては事務局にお戻いたします。

**〈石岡係長〉**

皆様から非常に貴重なご意見いただきましてありがとうございます。これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

次回ですが、先ほど申し上げましたように1月下旬～2月上旬に開催させていただきますが、その前にご意見いただく場を設けたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

本日はお忙しい中長時間のご参加いただきましてありがとうございます。

以上で終了とさせていただきます。